

広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十九号

広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例の一部を改正する条例

広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例（平成二十一年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

2 基金の一部に相当する額を国に納付するときは、第五条の規定にかかわらず、当該基金の一部を処分することができるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。